

すいたフェスタ警備業務仕様書

1 業務の内容

すいたフェスタを開催するにあたり、来場者、出店者、出場者及び従事者に事故等がないよう安全に開催するために警備計画の作成並びに当日及び前日の警備を行う。

2 すいたフェスタ概要

(1) 開催日時

令和6年(2024年)9月7日(土)10時00分～21時30分(予定)

(2) 開催場所

万博記念公園 お祭り広場、上の広場、下の広場

(3) 開催内容案

- ア 相互型水かけイベント(お祭り広場)
- イ 公募型パフォーマンスイベント(お祭り広場・上の広場)
- ウ 模擬店(お祭り広場・上の広場・下の広場)
- エ 音楽隊等による演奏(下の広場)
- オ 盆踊り(下の広場)
- カ パフォーマンスライブ(お祭り広場)(予定)

3 契約期間

契約締結日より令和6年9月7日(土)まで

4 警備体制

必要な警備員の体制については、次の表のとおりとする。

番号	警備内容	配置人数	時間
(1)	チケット引換警備(インフォメーションセンター前)	2人	9時～20時30分
(2)	チケット引換警備(日本庭園前ゲート)	1人	9時～20時30分
(3)	チケット引換警備(西口)	1人	9時～18時
(4)	臨時駐輪場警備(インフォメーションセンター前)	2人	9時～20時30分
(5)	駐車場・搬入車両警備	4人	7時30分～23時
(6)	お祭り広場警備	6人	10時～22時
(7)	上の広場警備	3人	10時～22時
(8)	下の広場警備	2人	10時～22時
(9)	遊撃隊	5人	10時～22時
(10)	本部員	2人	10時～22時

5 警備内容

上記「4 警備体制」ごとの警備内容は次のとおりとする。

- (1) チケット引換警備（インフォメーションセンター前）
吹田市民無料チケット引換場所でチケット引換を行う際に行列の人員整理を行う。
中央橋の手前で事前に音声を録音したラジカセ等のリピート再生による、入園チケット配布場所について案内を行う。
- (2) チケット引換警備（日本庭園前ゲート）
吹田市民無料チケット引換場所でチケット引換を行う際に行列の人員整理を行う。
- (3) チケット引換警備（西口）
吹田市民無料チケット引換場所でチケット引換を行う際に行列の人員整理を行う。
- (4) 臨時駐輪場警備（インフォメーション前）
臨時駐輪場の整理、誘導を行う。
※バイク駐輪、一般駐輪、スタッフ駐輪をブース分けするため、それぞれを案内する。
- (5) 駐車場・搬入車両警備
万博記念公園内に進入する車両の駐車場の案内及び交通整理を行う。
- (6) お祭り広場警備
広場内の雑踏警備、入退場口付近の整理・誘導、危険行為等の監視・警備を行う。
相互型水かけイベント、公募型パフォーマンスイベントの際、撮影方法のルール違反がないか監視・警備を行う。
※相互水かけイベント：撮影は携帯・スマートフォンのみ
※公募型パフォーマンスイベント：三脚・一脚・脚立等の使用禁止。
- (7) 上の広場警備
広場内の雑踏警備、危険行為等の監視・警備を行う。
- (8) 下の広場警備
広場内の雑踏警備、危険行為等の監視・警備を行う。
- (9) 遊撃隊
時間帯による混雑等を加味し、各警備の繁忙時間に合わせて応援、加勢を行う。
- (10) 本部員
各警備からの連絡対応及びすいたフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）との連絡を行う。

6 資格者の配置について

上記「4 警備体制」(6) (7) (8) (9) に対し、各1名以上の警備員検定雑踏警備業務2級の資格保有者を配置すること。

また、(10)本部員の内1名は、警備員検定雑踏警備業務1級の資格保有者を配置することとし、もう1名の本部員にあっては雑踏警備業務2級保有者かつ警備員指導教育責任者（2号警備業務）の資格保有者を配置すること。なお、本部員として従事する者

に必要な資格証（雑踏警備業務1級及び雑踏警備業務2級及び警備員指導教育責任者（2号警備業務））については、警備計画提出時にその写しを提出すること。

7 必要資機材について

警備に必要な資機材（ラジカセ、メガホン、AED、案内看板、カラーコーン等）は、受託者が用意すること。

8 事前協議について

すいたフェスタ開催前に、警備計画等について必要に応じて下記の団体担当者と事前協議を行うこと。

- (1) 大阪府警察吹田警察署
- (2) 吹田市消防本部
- (3) 万博記念公園マネジメントパートナーズ
- (4) その他警備について事前協議が必要な団体

9 警備計画書の作成について

すいたフェスタの警備内容が詳細に記載された警備計画を作成することとし、成果物として契約者が指定する部数を納品することとする。

10 再委託の禁止について

本業務の全部又は主要な部分を他の者に委託してはならない。ただし、本業務の主要な部分を除く部分についてあらかじめ実行委員会に書面にて再委託の承認を得た場合は、この限りでない。

11 合理的配慮について

人員誘導、列整理等をする際に、必要な場合には筆談を実施する等、障がいのある方への合理的配慮を提供すること。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、実行委員会と受託者の双方で誠意をもって協議し定めるものとする。